

全国ヘリテージマネージャーネットワーク協議会規約

（名称）第1条

本会は、全国ヘリテージマネージャーネットワーク協議会（以下、本会協議会という。）と称する。

（目的）第2条

本協議会は、歴史的建造物の保全・活用に携わる専門家（「ヘリテージマネージャー」）で構成する地域ネットワークが全国的に連携し、ヘリテージマネージャーに関する情報交流、普及等を行うことにより、ヘリテージマネージャー活動の発展と歴史的建造物の保全・活用の促進に資することを目的とする。

（事業）第3条

本協議会は、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ヘリテージマネージャーに関する調査研究・広報
- (2) 地域ネットワークに関する情報収集と提供
- (3) 災害時における広域的なネットワーク構築の支援
- (4) 歴史的建造物の保全・活用に関する政策提言
- (5) メーリングリストによる情報交流
- (6) ヘリテージマネージャー全国大会の開催
- (7) その他、本協議会の目的を達成するために必要なこと

（会員）第4条

本協議会の会員は、ヘリテージマネージャーの地域ネットワーク、建築士会（連合会・各県単位士会）及び趣旨に賛同する団体・個人とする。

（運営委員会）第5条

- 1 本協議会を運営するため、運営委員会を設置し、以下の運営委員を置く。
委員長 1名、副委員長 3名、運営委員 若干名
- 2 運営委員は会員の互選により選任する。
- 3 委員長、副委員長は、運営委員の互選により運営委員の中から選出する。
- 4 運営委員の合意により相談役を選任することができる。
- 5 運営委員及び相談役の任期は、2年とする。ただし、再任をさまたげない。

（運営委員の任務）第6条

- 1 委員長は、運営委員会を統括する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったときは、その職務を代行する。

- 3 運営委員は、運営委員会の議決に基づき、本協議会の業務を執行する。
- 4 相談役は、運営委員の求めに応じて運営委員会に対して助言を行う。

(代表) 第 7 条

運営委員会は、本協議会の代表を指名することができる。

(アドバイザー会議) 第 8 条

- 1 運営委員会は、アドバイザー会議を設置することができる。
- 2 アドバイザー会議は、代表、運営委員長、運営副委員長、行政、学識経験者等により構成し、本協議会の中長期的な方向性を検討する。
- 3 アドバイザー会議は、代表が招集する。

(会議) 第 9 条

本協議会における会議は以下の会議とする。

- (1) 総会 本協議会の活動方針を会員に確認するため、年1回の定例会として開催する。
- (2) 部会 本協議会に必要に応じて部会を設置することができる。

(事務局) 第 10 条

事務局は、公益社団法人日本建築士会連合会に置く。

(経費の支弁) 第 11 条

- 1 本協議会の経費は、有志の寄付金その他により支弁する。
- 2 事業の内容によっては、別途にその収支予算を組むことができる。

(会計年度) 第 12 条

本協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(ネット環境の活用) 第 13 条

本協議会の運営に当たっては、各種通知、連絡などについては、できる限り電子メールを通じて行うこととする。

(規約の改定) 第 14 条

本規約は、運営委員会の議決を経て改訂することができる。

(委任) 第 15 条

この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関する必要事項は、運営委員会の議決を経て、委員長が

別に定める。

(附則)

本規約は、平成 24 年 10 月 19 日から施行する。

本規約は、令和元年 9 月 20 日から施行する。

本規約は、令和 3 年 9 月 15 日から施行する。